

2019年11月21日

各位

会 社 名 株 式 会 社 エ ス ユ ー エ ス 代表者名 代表取締役社長 齋 藤 公 男 (コード番号:6554 東証マザーズ) 問合せ先 取締役 吉 川 友 貞 (TEL. 075-229-6514)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019 年 11 月 21 日開催の取締役会において、2019 年 12 月 23 日開催予定の第 21 回定時株主総会に付議する定款の一部変更を、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) より良いコーポレート・ガバナンス体制構築の一環として、経営責任をより明確にし、経営環境の変化に一層迅速に対応できる経営体制を整備するため、現行定款第20条を変更し、取締役の任期を1年とするものです。
- (2) また「定款第〇条第×項」の表記をするに際し、第2項以下の項番号の表記につきましては、②、③……を、2.3.……の表記と改め、その他全般にわたって表現の修正等を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

	(1////は久久回///とかしても)かり
現行定款	変更案
(株式名簿管理人)	(株 <u>主</u> 名簿管理人)
第10条 当会社は、株 <u>式</u> 名簿管理人を置	第10条 当会社は、株 <u>主</u> 名簿管理人を置
② (記載省略) (新設)	2. (現行どおり) 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿 の作成ならびに備置きその他の株主名簿及 び新株予約権原簿に関する事務は、これを株 主名簿管理人に委託し、当会社においては取 り扱わない。
(招集権者及び議長)	(招集権者及び議長)
第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長が招集し、その議長となる。	第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。
② 社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。	2.取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第20条 取締役の任期は、選任後2年以内	第20条 取締役の任期は、選任後1年以内
に終了する事業年度のうち最終のものに関	に終了する事業年度のうち最終のものに関
する定時株主総会の終結のときまでとする。	する定時株主総会の終結のときまでとする。

	現行定款	変更案
<u>②</u>	(記載省略)	<u>2.</u> (現行どおり)
(新設)		附則 第1条 第20条の規定に拘らず、2018年12 月21日開催の定時株主総会で選任された取 締役の任期は、2020年開催の定時株主総会終 結の時までとする。本附則は、期日経過後こ れを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日2019年12月23日(予定)定款変更の効力発生日2019年12月23日(予定)

以 上